

貴國第六十七回
第六回 論疾院會 倉庫業法案特別委員會議事速記錄第二號

第六十七回
貴族議會

昭和十年三月二十三日(土曜日)午後一時

昭和十五年三月二二三日（二月廿二日）午後一時

○委員長(侯爵井上三郎君) デハ只今ヨリ

○子爵植村家治君 昨日ノ質問ニ續キマシテ、チヨット御尋イタシマスガ、第三條ノ終リノ方ノ主務大臣ノ認可ヲ届出ニ變更サレテ、衆議院デ修正ニナリマシタノデスガ、昨日モ御話ニナリマシタヤウニ、政府ニ於

トカ云フコトノミニナルト、其間ニ政府ガ
餘リ強制的ニ出ル、或ハ強制セズニ置クト
云フヤウナコトガ現レテ甚ダ面白クナイト、
斯ウ云フ字句ノ角張ツタコトヲ簡單ニ届出
ニ變ヘタイ、斯ウ云フ事情ニ依ルデアリマ
セウカ、然ラザレバ認可ノ字句ヲ其儘衆議
院ラシテ納得セシメルヤウニ、何故政府ガ
御努力ナサラナカツタカト云フコトヲチヨツ
ト御尋イタシテ置キマス

マシテ、届出ト云フコトニ之ヲ修正シタイ
ト云フコトニナッタノデゴザイマス、ソレデ
政府ノ方ガ最初ニ之ヲ認可ト云フ風ニ致シ
マシタノハ、此認可事項、即チ届出事項ニ
只今ナッテ居リマス事業計畫、營業規則及ビ
保管料率表ノ變更ハ、許可ヲ致シマスル所
ノ必須條件ニナッテ居リマスノデ、ソレヲ變
更スルト云フノハ其許可ノ大事ナ項目デア
ルト云フ風ナ關係カラ、出來得ベクンバ認

ヲ自由ニ致サウト云フ、斯ウ云フ御意思ト
承知シテ宜シウゴザイマスカ、ソレデアリ
マスト善意ノ業者デアリマスルト、先ヅ其
御趣旨ニ依テ、詰リ認可ヲ届出ニナサツテ
便宜法ニ依リ、早ク自分ノ業務ヲ執行
シテ行ク便宜ヲ得マスケレドモ、是ガ他ノ
惡意ト云フト語弊ガアリマスガ、比較的
質ノ惡イ業者ニ對シテハ、又惡イコトヲ
スル上ニ於テハ一つノ便宜ト思ヒマスガ、

テハ届出デモ認可ト同様ノ手續、取扱依ツ
テ處理スルト、斯ウ云フ御話デアッテ、其字
句ガ認可ガ届出ノ字句ニナツテモ同意ヲ表
スル、斯ウ云フ言明ガアッタノデゴザイマス
ガ、届出モ認可ノ取扱ヲスルト云フコトデ
アリマスレバ、要スルニ届出ガ認可ノ處理
方法ニナツテ、唯表面ニ表ハレタモノガ届出
ト云フ字句ニナルダケデアリマス、デスカ
ラ何故政府ハ最初ニ御出シニナツタ原案ノ
通リ認可デ衆議院ヲ納得シ得ラレナカッタ
カト云フコトヲ御尋シタノデスガ、此點
ニ何カ法律上ノ立法技術ト云ヒマセウカ、
又其内部ニ何カ重大ナ問題デモ潜ンデ居ル
ノデアリマセウカ、其點ヲチヨツト伺ヒタ
イ、ソレデ見方ニ依ツテハ認可ダトカ許可ダ
スル場合ニ於キマシテ、一々其認可ヲ得
ナケレバナラヌト云フコトニナルト、如何
ニモ煩雜シテ、營業ノ自由ト云フ立場カラ
見テ、成ルベク營業者ノ自由ニ委シテ置イ
タ方ガ宜イデヤナイカト云フ風ナ意見が出

イカト云フコトデ行ク方が取締ルノデハナシテハ認可ノ言葉ヲ使ッタノデゴザイマス、衆議院ニ於キマシテ、衆議院ノ委員諸君ガ色ニ質問サレマシタ結果、政府ト致シマシテモ協議ヲ致シマシテ、實際ノ運用ニ依テ此認可ト云フノラ届出主義ニ致シマシテモ支障ハナイグラウト云フ考ヘ方ニ歸著イタシマシテ、衆議院ノ委員諸君ノ御考ヘニ同意ヲ表シタ次第デアリマシテ、別ニ深イ理由ガアルト云フ譯デハナイノデアリマス○子爵植村家治君 サウ致シマスト認可ナリ許可申請ヲ致シマシテ認可スル迄ハ其事業計畫ノ執行ガ業者ニ於テ出來ナイ、其爲ニ認可ラ届放シニシテ、サウンシテ事業計畫

ガアッテモ事業計畫ガ惡カッタ場合ニハ中止
ヲ命ズルト云フコトデアリマスガ、其審議
ヲ爲サル期間中ニサウ云フ惡意ノ事業計畫
ガ進メラレテ其寄託者ニ對シテ非常ナ不利
益ヲ與ヘタ場合ノ監督ニ付テハ、ドウ云フ
工合ニナサルデセウカ、其點ヲ伺ヒタイ
○政府委員(高橋守平君) 第三條ニ依リマ
シテ、命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ届
出ヲ爲スベシト云フコトニ修正サレタノデ
アリマシテ、命令ノ定ムル所ニ依ルト云フ
コトニナッテ居リマスルノデ、其命令條項
ノ中ニ豫メ届出ヅルト云フ風ノ趣意ノ下
ニ、一定ノ期間ヲ置キマシテ效力ヲ發セ
シムルヤウナコトニシタイ、其一定ノ期

第四部第一四類 倉庫業法案特別委員會議事速記錄第一號

昭和十年三月二十三日

貴族院

間、即チ豫メ届出マシテ、其届出事項ガ若

シモ只今御心配ナサレルヤウナ不心得者ガ

アツテ寄託者ニ迷惑ヲ掛ケル、及ボスト云フ

ヤウナ考ヘ方ノ下ニ、届出ヅベキ條件ノ變

更ヲ致シタト假定イタシマスレバ、其事前

ニ於テ第九條ノ適用ヲ以テ其變更ヲ禁止ス

ルコトモ出來マセウシ、又變更ニ對シテ又

變更サセルト云フコトモ出來ルト存ジマン

テ法ノ運用ニ依テ只今ノ御心配ノヤウナコ

トハナイヤウニ致シタイト斯ウ存ズル次第

デアリマス

○子爵植村家治君 之ニ關聯スル御質問ガ

ナケレバ、尙ほ質問ヲ續行シテ宜シウゴザ

イマスカ

○委員長(侯爵井上三郎君) ドウゾ……

○子爵植村家治君 本法ト商法トノ間ニ多

少矛盾ガアルヤウニ考ヘラレマスルノデス

ガ、商法デハ寄託者ガ荷物ヲ倉庫業者ニ預

ケタ場合ニハ、其倉荷ニ對シテ證券其他ノ

證票ヲ必ズ發行スルコトヲ要ス、斯ウ云フ

ヤウナ條項ガアルヤウニ存ジテ居リマス、

即チ發行シナクチヤナラナイト云フ立前ニ

ナツテ居ルノデスガ、然ルニ此倉庫業法ニ依

リマスト主務大臣ノ許可ガナカッタラ其證

票ガ發行出來ナイ、茲ニ商法ト此本法トノ

是ハ商法デモ將來御改正ニナルト云フカ、此倉庫業法ノ間ニ商法ニ依ツタコトヲ包メテ何等カ將來改正デモナサルノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒタイト思ヒマス

義務ヲ負擔セシメテ居ルノデゴザイマス、所ガ本法案ニ依リマスルト云フト、第一條ニ於キマシテ、一應ハ全般的ニ其倉庫證券發行ノ行ヲ禁止シテ居リマシテ、一定ノ許可ヲ受ケタモノニ限ッテ倉庫證券發行ヲ致サセル

ノデゴザイマスルカラ、謂ハバ倉庫證券發行ノ許可ヲ受ケナイ者ハ其範圍ニ於テ、商

法ニ依リマスル證券發行ノ義務ハ免除サル形ニ御説ノ通リナルノデゴザイマス、從

テ此範圍ニ於キマシテハ商法ノ規定ハ實質上制限サレルノデハナイカト斯ウ考ヘマス

○子爵植村家治君 其制限セラレルコトニ

對シテ何カ御取扱デモナサルノデセウカ、

唯制限サレルノダト云フコトダケデ其儘デ

宜イノデスカ、其點ヲ伺ヒタイ

○委員長(侯爵井上三郎君) 其外御質疑ハ

ゴザイマセヌカ、速記ヲ止メテ

(速記中止)

○委員長(侯爵井上三郎君) 速記ヲ始メテ

○男爵橋元正輝君 農林當局ノ方ガ御見エ

ニナリマシタカラ是カラチヨット質問サシ

テ戴キマス、私ノ見ル所デハドウモ此農業

倉庫ニ較ベマスト此商業倉庫ノ方ガ是ガ惡

イヤウニ思ハレマスガ、即チ農業倉庫ノ方

デハ稅金ヲ取ラレナイトカ、ソレバカリデ

シテ商業倉庫ノ方ハ格別ノ保護モ受ケテ居

ラナイ、而モ今度ノ法案ニ依ツテ寧ロ窮屈ニ

縛ラレルヤウナ感ガアリハシナイカト思フ

ノデアリマス、勿論此法案ノ目的トスル所ハ至極結構デハアリマスルケレドモ、實際ゴザイマシテ、ソレガ爲ニ別ニ商法ノ規定ヲ改正スルト云フコトハ必要ガナカラウカト考ヘマス、解釋上只今ノ結果ガ當然出テ來ルコトト私共考ヘテ居リマスルノデ、其發行請求權ガ制限ヲセラレルト云フコトニナリマスト、一般ノ人ニ對シテマア關係ヲ有ッテケタモノニ限ッテ倉庫證券發行ヲ致サセル

營業者ハ許可ヲ受ケタ旨ニ付テ官廳ノ方デ一定ノ手續ニ從ヒマシテ告示ヲ致シマシテハ

施行規則ニ於キマシテ、許可ヲ受ケタ倉庫

リマスカラ、サウ云フ點ニ付キマシテハ

一般ノ人ニ知ラシメタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○委員長(侯爵井上三郎君) 其外御質疑ハ

ゴザイマセヌカ、速記ヲ止メテ

(速記中止)

○委員長(侯爵井上三郎君) 速記ヲ始メテ

○男爵橋元正輝君 農林當局ノ方ガ御見エ

ニナリマシタカラ是カラチヨット質問サシ

イト思ヒマス

○政府委員(小平權一君) 農業倉庫業法ニ

御説明下サイマシタヤウニ、商法ノ規定ニ依リマスルト、寄託者ノ證券發行請求權ガ

倉庫業法ノ制定ニ依リマシテ、マア制限ト

ナク却テ補助ヲ受ケテ居ル、ソレニ反シマ

シテ商業倉庫ノ方ハ格別ノ保護モ受ケテ居

ラナイ、而モ今度ノ法案ニ依ツテ寧ロ窮屈ニ

縛ラレルヤウナ感ガアリハシナイカト思フ

ノデアリマス、勿論此法案ノ目的トスル所ハ至極結構デハアリマスルケレドモ、實際ニアツテハ都會ノ方ハ免モ角トシテ、地方ノ商業倉庫ヲシテ全ク窮地ニ陥ラシメテ了フニアツテハ、商業倉庫ノ更生ト言ヒマスカ、

結果ニナリハシナイカト思フノデゴザイマス、ソレデスカラ監督取締ヲスル一方ニ於ニアツテハ、商業倉庫ヲシテ全ク窮地ニ陥ラシメテ了フニアツテハ、商業倉庫ノ更生ト言ヒマスカ、

シテ商業倉庫ノ方ハ格別ノ保護モ受ケテ居

ラナイ、而モ今度ノ法案ニ依ツテ寧ロ窮屈ニ

縛ラレルヤウナ感ガアリハシナイカト思フ

ノデアリマス、勿論此法案ノ目的トスル所

ハ至極結構デハアリマスルケレドモ、實際

ニアツテハ、商業倉庫ノ方ハ免モ角トシテ、地方ノ

商業倉庫ヲシテ全ク窮地ニ陥ラシメテ了フ

ニアツテハ、商業倉庫ノ更生ト言ヒマスカ、

結果ニナリハシナイカト思フノデゴザイマス、ソレデスカラ監督取締ヲスル一方ニ於ニアツテハ、商業倉庫ヲシテ全ク窮地ニ陥ラシメテ了フニアツテハ、商業倉庫ノ更生ト言ヒマスカ、

ノ砂糖ダケヲ指定シテ居リマス、左様御承
知ヲ願ヒマス

○男爵橋元正輝君 サウシマスト、免モス
ルト農業倉庫ノ方ニ商業倉庫ニ這入ルベキ
モノガ這入リヤシナイカト云フ憂ヒハモウ
全然ナイコトニナリマスカ

○政府委員(小平權一君) 農業倉庫ニ這入
リマスモノハ、原則トシテ農業者ガ生産シ
タル穀物、農業者ガ作リマシタ繭、ソレカ
ラシテ現在ノ所ニ於キマシテハ農業者ノ生
産シタ砂糖、ソレカラシテ地主ガ小作料ト
シテ受取ッタ穀物、木炭業者ガ造リマシタ木
炭デアリマス、ソレハ農業倉庫ニ這入リマ
シテ、サウンテ農業倉庫ニ這入ッタモノヲ
所有權ノ移轉ガアリマスト云フト、其移轉
ガアツテモ直ニハ其出庫ヲ命ジナイノデア
リマシテ、所有權ノ移轉ヲ受ケタ者ノ便宜
ヲモ計ッテ居ルヤウナ次第デアリマス、原則
トシテ農業倉庫ハ農業者、炭燒業者等ノ自
分ノ倉庫ヲ持ッテ居ラナイデ、保管上不便ヲ
感ズルト云フモノニ倉庫ノ設立ヲ助成シテ
居ル譯デアリマシテ、廣ク何デモ保管スル
ト云フ趣旨デアリマセヌ、農業者ハ自分デ
生産シタモノヲ自分ノ家ニ倉庫ガアレバソ
レヲ入レルノデアリマシテ、完全ナ倉庫ガ
ナイガ爲ニ米等ノ生産業者ガ直接ニ保管ス

ルト云フヤウナ場合ニ、農業倉庫ガ役立ツ
ノデアリマス、現在農業倉庫ニ助成シテ居
テ助成シテ居ルノデアリマス、其外ニ米
麥、最近ハ木炭、此三ツニ付テ助成シテ居
ルノデアリマシテ、其外ノモノノ爲ニハ助
成シテ居リマセヌノデアリマス、助成計畫
ガ大體ニ於テ米ノ數量カラ割出シタ程度ニ
助成シテ居ル次第デアリマス、左様御承知
ヲ願ヒマス

○子爵植村家治君 關聯シテチヨット御伺
イタシマス、今御話ノヤウニアリマスルト、
農業倉庫ハ農業ニ關スルモノノミヲ預カ
ル、其他ノモノニ付テハ詰リ預ッテ居ナイ、
斯ウ云フ御話ノヤウニ承リマスルガ、農業
倉庫ノ方デモ農業產物ノ穀物、若クハ繭其
他ノ物品ト云フコトニテアリマシテ、其他ノ
物品ト云フコトハ、字義上非常ニ廣範圍ニ
取ラレテ、比較的農業ニ關係シナイヤウナ
モノ迄モ預ルト云フヤウナ傾向ガアルト
承ッテ居リマスノデ、ソレデサウ云フコトニ
ナリマスルト、詰リ商法ニアリマスル倉庫
業者ヲ侵スト云フヤウナコトヲ農業倉庫業
者ノ方デヤルト云フヤウナコトニナルノデ、
サウナルト農業倉庫ノ方ニハ非常ニ色ミナ

此特典ヲ持ッテ居リマスノデ、其營業スル上
ニ於テモ、或ハ營業費ガ非常ニ安ラカニナ
ルト云フノデ、農業倉庫ノ方ニハ預ケル貨
物ノ預リ質ニ對シテモ安ク預ケラレルト云
フコトデ、自然商業倉庫業者ノ方ノ業態ガ
此方ノ方ニ移ッテ行クノデ、斯ウナッテハ非
常ニ一般ノ倉庫業者モ困ルカラト云フノデ、
衆議院ノ方デハ、アア謂フ非常ニ農林省ト
シテハ附帶決議ガ嚴格ニ實行サレレバ、農
業倉庫ノ方ノ仕事ハ出來マセヌデゴザイマ
タヤウニモ承ッテ居ルノデスガ、サウ云フコ
トヲ希望決議ヲシテ居リマスガ、一番重要
ナ點ハ衆議院ノ希望條項ノ第三項ノヤウニ
ハ之ト類似ノ商行爲ヲ禁止セラレタキコト」
附屬倉庫ニ對シテハ營業倉庫ト同様、若ク
ハ之ト類似ノ商行爲ヲ禁止セラレタキコト」
是ガ非常ニ重大視セラレテ居ルヤウニ聞イ
テ居リマスデスガ、是ガ嚴格ニ實行サレル
モノデアリマス、商行爲ノ規定ヲ農業倉庫業
法デ、商法ノ第三篇ヲ準用シテ居リマスカ
ラ、從ッテ商行爲ヲ禁止スルト云フコトニナ
リマスト云フト、農業倉庫業法自體ヲ否認
スル次第ニナリマスノデ、ソレハ到底出來ナ
イコトデアルト云フ風ニ考ヘテ居ルノデゴ
ザイマス、併シ現在農業倉庫業法ニ於キマ
シテ、生産者以外ノモノト云フノハ、例外デ

費ノ補助ヲスルトカ、或ハ地方ニ依ッテ稅金
ヲ……附加稅ナンカヲ或ハ非常ニ安クスル
リマスノハ米ノ生産ノ爲ニ米ノ倉庫トシ
ト云フヤウナ特典ヲ與ヘテ、比較的農業倉
庫ニハ政府ガ金錢上ノ非常ナ恩惠ヲ與ヘル、
ルノデスカ、其點ヲ伺ッテ見タイト思ヒマ
ス

○政府委員(小平權一君) 衆議院ニ於キマ
シテ、倉庫業法ノ附帶事項トシテ希望條項
ヲ付ケラレテ居リマス、其第三項デアリマ
スガ、商行爲ヲ禁止セラレタシト云フ此文
字ガ、農業倉庫トシテハ非常ニ響クノデア
リマシテ、何故カナレバ、農業倉庫自體ノ
農業者ノ生産シタリ、米ヲ生産者ノ爲ニ保
管スルト云フコトガ、即チ商行爲デアリマ
ス、商法ノ商行爲ヲ準用シテ居ルノデアリ
マス、デアリマスカラ商行爲ヲ禁止セラレ
ルト云フコトニナルト、農業倉庫業法ヲ否
定スルコトニナルト、農業倉庫業法ヲ否
定スルコトニ考ヘラレルノデハナイカト思
ウ云フコトニ考ヘラレルノデハナイカト思
フノデアリマス、商行爲ノ規定ヲ農業倉庫業
法デ、商法ノ第三篇ヲ準用シテ居リマスカ
ラ、從ッテ商行爲ヲ禁止スルト云フコトニナ
リマスト云フト、農業倉庫業法自體ヲ否認
スル次第ニナリマスノデ、ソレハ到底出來ナ
イコトデアルト云フ風ニ考ヘテ居ルノデゴ
ザイマス、併シ現在農業倉庫業法ニ於キマ
シテ、生産者以外ノモノト云フノハ、例外デ

預ルノデアリマシテ、倉庫ニ餘裕ナル場合ニ限ツテ保管業者ノ便利ノ爲ニ偶預ツテヤルト云フヤウナ極ク例外ノ場合デアリマシテ、ソレモ普通ノ營業倉庫ニ預ケルヤウナ大量ノ荷物デアリマセヌデ、木工品デアリマストカ、藁工品デアリマストカ、サウ云フヤウナ倉庫ノ保管物トシテヨリモ寧ロ空イタ所ヘ置イテ貰フト云フ意味デ預ツテ居ルモノガアルノデアリマシテ、生産者ノ所有權ガ商業者ニ移ツタ場合ニ尙ホ繼續シテ最初ノ保管期間六箇月間ダケハ直ニ執行ヲ命ジナイト云フ程度デ便宜フ計ツテ居ルヤウナ譯デアリマンテ、一般營業倉庫ニ這入ルヤウナモノガドシヽ農業倉庫ニ這入ルト云フノデハアリマセヌ、從テ此第三項ト云フモノノ解釋ト致シマシテハ、詰リ商行爲ト云フノハ農業倉庫法ノ法律施行規則業務細則等ノ規定ヲ逸脱シテ營利行爲ヲヤルヤウナコトハ是ハ差止メナケレバナラナイト云フ意味ニ解釋シテ居ル譯デアリマシテ、現在ノ農業倉庫法デモ生産者ノ物ヲ預ケルト云フ規模デ設立サセテ其規模ニ於テ助成シテ居ル譯デアリマス、偶、一年ノ長イ期間ノ間にハ倉庫ガ空クコトモアリマスガ、サウ云フ場合ニハ附近ノ商業者ノ爲ニ便

ト云フ極ク狭イ範囲デアリマシテ、從ツテソ
レニ對シマシテハ別ニ證券ノ發行ヲスル譯
デモナインシ、只空イタ所ヲ偶々置場所トシ
テ使ハセル程度ノモノデアリマシテ、一般
ニ營業倉庫ガ預ツテ居ルモノマデドンヽ
農業倉庫ニ保管スルト云フヤウナコトハ決
シテ致サセテ居ラナイト云フヤウナ事情デ
アリマス、左様御諒承ヲ願ヒマス

○子爵植村家治君 今御話ノ所デ大體分リ
マスルガ、此商業倉庫ト農業倉庫トノ間デ
色ミノ解釋、色ミノ事項ガアリマスガ、是
ハ衆議院ノ方デモ、大體審議サレ又討論サ
レタノデアリマセウガ、其結果、ナゼアレ
ダケノ希望條項ヲ衆議院ガ附ケラレタカ、
最モ民意ヲ代表セラレタル衆議院ガ慎重審
議サレテ、其結果、アレダケノ附帶條項
ガ附イタ譯デアリマス、サウンテ此案ガ
修正セラレテ貴族院ニ廻ツテ來タノデアリ
マスカラ、我ミハ之ヲ審議スル上ニ於キ
マシテ衆議院ノ方ノ希望條項ハマニアノ
法ノ運用ヲヤツテ行クノダ、斯ウ云フ御考
デアリマスルカ、民意ヲ代表スル衆議院ガ
アレダケノ希望條項ヲ出シテアレヲ嚴格ニ
執行サスト云フ意味ニ於テ出サレタコトト
思ヒマスガ、之ヲ嚴格ニ御ヤリニナルト農

業倉庫ノ方ガ營業ガ成立タナクナル、商賣ノデ、其點、事務官ノ方々ハ色々ニ御考ニナリマセウガ、此法案ヲ將來永久ニ運用スルト云フコトニ對シテ私ハ、農林商工兩大臣ノ御立合デ一ツノ御方針ヲ十分承リ、此法ノ運用ヲドウナサルカト云フコトヲ具體的ニ承ツテ、私ハ此法案ニ對スル可否ヲ決シタイト思フノアリマスガ、委員長ニ於カレテモ、ドウカ適當ノ機會ニ農林、商工兩大臣ガ茲ニ御出席ニナルヤウニ御取計ヒヲ戴キタイト思ヒマズ

ノハ御承知ノ通り或時期々々ニ是ハ手入レ
ヲ致シテ黴ヲ取ラナケレバサラヌ爲ニ、一
定ノ倉庫ニ入レテ鍵ヲ預ケテ置クト云フヤ
ウナ譯ニハイカヌノデ、非常ニ廣い地面ヲ
要シマス、サウシテ時ニ其ノ鰹節ヲ外へ出
シマシテ、天日ニ當テテ其黴ヲ取りサウシ
テ又倉庫ヘ入レルト云フヤウナ工合ノコト
ヲヤッテ居リマシテ、是ハ御承知ノ通り焼津
ヘ全國的ノ鰹節ノ集ルノハ、鰹節ヲ擔保ヘ
入レマシテ金融ヲ致スノニサウ云フ便宜ガ
アリマス、專ラ銀行等デサウ云フコトノ世
話ヲヤッテ居リマスガ、ソレハ矢張リ今後ハ
倉庫業ト致シテ見マスレバ認可ヲ直グ御與
ヘ下サルト云フコトニ相成ルノデアリマ
スカ、サウ云フ手續ニ付テノコトヲ伺ヒタ
イノデアリマス

倉庫業ヲ營ムノデハナイ、前ニヤツテ居ツテ、面倒ダカラ一時倉庫業ヲ廢メマシテ銀行ト
倉庫部トノ間ノ關係ニ止メテ居ル、ケレドモ先程ノ米穀倉庫ト云フヤウナ工合ニ或倉
庫ノ空キガアリマシテ當業者カラ賴マレレバ預カツテヤル、ソレニ對シテハドウデス
カ、承リタイ

用ノアル人デアルト云フコトニナリマスレ
バ、即チ一定ノ條件サヘ備ヘテ居リマスレ
バ、新シクモ認可、許可イタシマスルシ、又
從來ヤツテ居リマスル者ニ對シマシテモ、此
法律ノ立前カラ云ヒマシテ、大體ニ於チハ
從來ノ人達ニハ其儘ソレヲ許可シヤウト云
フヤウナ大體方針デ、餘り堅苦シク嚴重ニ
大キナ變更ヲ加ヘヤウト云フ風ナ考ヘ方デ
ナク只今考ヘテ居ルヤウナ譯デアリマス

○政府委員(村瀬直義君) 只今ノ御話デゴザイマスガ、特ニ只今ノヤウナ意味ノ統制デ許可ハシナイト云フ意思ハ實ハゴザイマセヌノデ、唯實際ノ扱ヒト致シマシテハ、是ハ法律ノ問題デハゴザイマセヌデスガ、法律ニ依ヅテ許可ヲ受ケタ倉庫營業者ガ自治的ニ、例ヘバ商業組合ナラ商業組合ヲ作リ

議院ノ委員諸君ガ營業ノ自由ト云フ立場力ラ、成ル可ク自由ナルコトニ置キタイト云フ御意思ヲ尊重イタシマシテ、同意シタ譯デアリマス、ソレカラ希望決議ニ對シマシテハ、出來得ル限り其希望ノ御意思ヲ尊重イタシマシテ、此法ヲ運用シテ行キタイトスウ存ジテ居リマス

○政府委員（高橋守平君）　單純ニ預カルト

許可モ認可モ必要ハナイノデゴザイマス、
預カツタモノニ對シマシテノ預證券、質入證
券又ハ倉荷證券ヲ發行スル場合ニハ、ドウ
シテモ許可ヲ得ナケレバナラヌト云フコト
ニナルノデアリマシテ、御詰ノヤウナ風ニ
倉ヲ建テテ倉ヲ持ッテ居ツテ便宜ニ品物ヲ預
カツテ吳レト云フノデ預カツテヤツタト云フ
コトハ一向差支ナイ、許可ヲ受ケナクテモ

○中村圓一郎君 私ノ間ヒ方ガ足リナカツ
タカモ知レマセヌガ、倉庫業法ニ依リマシ
テ認可ヲ受ケル場合デスネ、ソレハ誰デモ
御願ヒスレバ認可ヲ御與ヘニナルノデスカ
ス、詰リ今マデヤツテ居リマセヌデモ相當ノ
設備ヲ持ッテ居リ、ソレヲ營ム人ガ相當ノ信

シテ其處ニ何箇所ノ倉庫ヲ許スト云フヤウ
ナコトハナイノデスカ、自由ニ此規定ニ嵌
マルモノデアリマスレバ、假ニ一町村ニ一
ツデモ二ツデモ、幾ツデモ許スト斯ウ云フ
意味ニ取ッテ宜シウゴザイマスカ、或ハ一都
市デスナ……

マスト云フコトハ恐ラクアリ得ルコトト思ヒマス、又適當ナ範圍ニ於キマシテハ、此方モ十分監督モ致シマスルシ、助成モ致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

希望決議ノ中デ、農業倉庫ト此商業倉庫トノ
ノ關係ニ付テ、商工大臣カラ直接答辯ヲ得
タイト云フ御話ガゴザイマシタガ、商工大
臣ガ只今病氣イタシテ居リマスノデ、明日
登院出來マスレバ宜シウゴザイマスガ、若
シモ登院出來ナイヤウナ場合デアリマスレ
バ、其御質問ノ要旨ヲ承リマシテ、大臣ノ

合デ、是ハ營業トシテ兩立シナイト云フノ
ガ極端ニ分シテ居ル場合ニ於テハ、是ハドウ

考ヲ持テ御イデニナリマスカ、是ハ修正ニ
ハ御同意ニナルノデスカ

意見ヲ承ッテ、取次イデ御返事申上ゲタイト
存ジテ居リマス、此點如何デアリマセウ

モ許可スル場合モ多少考慮シナケレバナラ
ヌカト思ニマスガ、是ハモウ一ツ许シテア

○政府委員(高橋守平君) 其點ニ付キマシ

○子爵植村家治君 商工大臣ノ方ハ此法案

ルカラ絶對ニ二ツハ許サヌノダト云フ風ニ

ガアリマシテ御答申上ゲタノデアリマスガ、

内容ニ付テハナンデアリマセウガ、之ニ關

ハ考ヘテ居ラナイノデアリマス
○中村圓一郎君 サウジシマスト、倉庫業

認可ヲ届出ト云フコトニシタノデアリマス

係シテ參リマスル農林省關係ノ、農業倉庫ノ
方ニドウ云フ響ヲ與ヘテ居ルカ、ソレヲ商

者ノ許可ヲ得タモノニ對シテハ幾分ノ便宜

ルコトニ依ッテ、認可トサウ變ラヌヤウニ法

工省ノ方デハ……商工大臣ノ方デハドウ御

ヲ圖リ、又統制ヲ取ツテ保護ヲ與ヘルト云フ

ヲ運用シテ行キタイトスウ考へマシテ、衆

扱ヒニナルノデアルカ、又農林大臣ノ方ニ

於テハドウ云フコトデ、之ヲ御受ケニナル

カト云フヤウナコトヲ御聽キシテ、サウシ

テ其上デ我ミノ態度ヲ決シタイト思フノデ

アリマス、ソレデアリマスカラ成ルベクド

チラノ大臣デモ御出席ニナツタ所デ、一ツ御

伺ヒシテ、ソレカラニ致シタイト思ヒマス、

ソレデ餘リ酷ク御惡イノデスカ

○政府委員(高橋守平君) イヤ、多分出ラ

レルト思ヅテ居リマス

政府委員

農林省經濟更生部長 小平 権一君

商工政務次官 勝 正憲君

商工參與官 高橋 守平君

商工省商務局長 村瀬 直養君

商工書記官 岸 信介君

男爵杉溪 由言君
内藤 久寛君

中村圓一郎君

武井覺太郎君

田中徳兵衛君

○子爵植村家治君 出ラレル以上ハ明日ノ

午後デモ、適當ナ時期ニ……

○政府委員(高橋守平君) ハイ

○委員長(侯爵井上三郎君) 他ニ御質疑ガ
ゴザイマセヌケレバ、本日ハ此程度ニ止メ
マシテ、商工農林兩大臣ノ御都合ヲ御伺イ
タシマシテ、更ニ開會スルコトニ致シタイ
ト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵井上三郎君) ソレデハ本日
ハ是デ散會イタシマス

午後二時五十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵井上 三郎君

副委員長 子爵植村 家治君

委員

男爵橋元 正輝君